

(新) 自立支援型公害健康被害予防事業推進費 200百万円(0百万円)

環境保健部企画課

## 1. 事業の概要

(独)環境再生保全機構では公害健康被害予防基金(500億円)の運用益により、公害健康被害予防事業を実施している。ぜん息患者からはこれまでの健康相談の機会等に、予防事業の拡充に対する要望が多く寄せられている。

また、東京大気汚染訴訟の和解協議に際し、官房長官及び環境大臣は予防事業について「健康相談等のニーズを踏まえた拡充」を検討する旨を表明しており、総理も「治療についてご負担を軽減して、治療、対策を進めていくことについて、協力していきたい」と発言している。

以上を受け、これまでの予防事業に加え、各患者が日常生活の中でぜん息の増悪予防・健康回復を行うことを支援をするための自立支援型公害健康被害予防事業を実施する。地方自治体からの要望等を踏まえ、例えば以下のような事業を実施する。

ぜん息患者用医療機器等の「ぜん息予防キット」の貸与、使用方法の指導

ぜん息の改善に資する水泳リハビリ等の健康増進運動の指導

患者の自宅に出向いた健康相談、生活環境指導

## 2. 事業計画

毎年度、環境再生保全機構に交付し、同機構が地方自治体からの要望等を聴取し、重要性の高い事業を実施する。

## 3. 施策の効果

ぜん息患者から健康相談の機会に特に要望の高いきめ細やかな事業を実施することにより、患者がぜん息を予防・健康回復し自立することを支援する。

## 4. 備考

補助金 200,000千円

(交付先) (独)環境再生保全機構

(補助額) 定額

# 自立支援型公害健康被害予防事業

## これまでの予防事業

健康相談、健康診査  
機能訓練、計画作成  
医療機器助成  
環境改善(植樹)

※ これまでは、地方公共団体が開催する健康相談、キャンプなどの機能訓練や公的病院に対する医療機器の助成などに限定されていた

ニーズを踏まえた予防事業の拡充

## 総理発言

「治療、対策推進への協力」

患者からの  
予防事業拡充の要望

官房長官及び環境大臣発言

「健康相談等のニーズを踏まえた拡充」

## 自立支援型事業とは

各患者が日常生活の中でぜん息の増悪予防・健康回復を行うことを支援するための事業である。地方自治体からの要望を踏まえ、例えば以下のような事業を実施する。

## 「ぜん息予防キット」の貸与・指導等

- 「ネブライザー」の貸与、使用方法の指導
- 「ピークフローメータ」、「ぜん息日誌」の使用法の指導、提供
- 日常生活において増悪防止、健康回復に資する機器の貸与

## 健康増進運動の指導 (成人向け事業)

- 水泳リハビリ等健康増進運動の指導



## 患者の自宅に出向いた生活環境指導の実施

- ぜん息で屋外に出るのが必ずしも容易でない患者の自宅を訪問し、健康指導、生活環境指導を行う。

